

国際観光政策に関する OECD 理事会の決定及び勧告」の取扱いについて

昭和 61 年 6 月 9 日蔵関第 627 号

改正 平成 19 年 3 月 31 日財関第 420 号

改正 平成 20 年 3 月 31 日財関第 346 号

昭和 60 年 11 月 27 日に開催された OECD 理事会において、OECD 規約「国際観光政策に関する OECD 理事会の決定及び勧告」（以下、「規約」という。）（別添参照）が採択されたことに伴い、規約の附属書 I の免税輸入に関する規定の取扱いについては、昭和 61 年 7 月 1 日より下記によることとしたので了知されたい。

記

1. 身回品に対する取扱い

規約の注釈 1 a) に規定する非居住旅行者が、規約の附属書 1 a) において「身回品」とみなして特掲している物品を、個人的使用に供するため、携帯（別送を含む。以下同じ。）して輸入する場合の取扱いは次のとおりとする。

(1) 次の物品については、関税定率法施行令第 13 条の 6 の表の第 3 号に規定する「輸入する者の個人的な使用に供する身の回り品」と認定して、関税定率法第 14 条第 7 号により免税する。

イ 自用の宝石類

ロ 写真機横 2 台及びその附属品並びにフィルム 10 本

ハ 撮影機 1 台及びその附属品並びにフィルム 10 巻

ニ 携帯用のスライド映写機 1 台又はフィルム映写機横 1 台及びその附属品並びにスライド 240 枚又はフィルム 10 巻

ホ 双眼鏡 1 個

ヘ 携帯用の楽器 1 個

ト 携帯用の蓄音機 1 台及びレコード 10 枚

チ 携帯用の録音機及び再生機（口述録音機を含む。）各 1 台及びにテープ 10 巻

リ 携帯用のラジオ受信機 1 台

ヌ 携帯用のテレビ受像機 1 台

ル 携帯用のビデオカメラ及びビデオレコーダー各 1 台

ヲ 携帯用のタイプライター 1 台

ワ 携帯用の計算機及びコンピューター各 1 台

カ 乳母車 1 台

ヨ 病人用車椅子 1 台

タ スポーツ用品のうち、テント一張及び他のキャンプ用具一式、釣道具一式、登山用具一式、自転車 1 台、スキー 2 組、テニス用ラケット 2 本、ウインドサーフィン用具一式並びにこれらに準ずるもの。ただし下記(2)の物品を除く

- (2) 猟銃、艇長 5.5 m 未満のカヌー又はカヤック及びハンググライダーについては、関税定率法第 17 条第 1 項第 10 号により免税する

## 2. 酒類、たばこ等に対する取扱い

規約の注釈 1 a) に規定する非居住旅行者及び帰国旅行者が規約の附属書 I b) に規定する物品を携帯して輸入する場合は、関税定率法施行規則第 2 条の 4 を適用して、関税定率法第 14 条第 7 号により免税する。

なお、規約の附属書 I b) の i) においては、「スピリッツ 1L 及びワイン 2L」を免税することとしているが、我が国は、その適用を留保している。

## 3. 観光宣伝物品及び観光促進物品に対する取扱い

- (1) 規約の附属書 I c) の i) に規定する観光宣伝物品が輸入される場合の取扱いについては、次の点に留意する。

イ 規約の注釈 3 a) に掲げる「絵入りカレンダー」については、関税定率法第 14 条第 4 号に含まれるものとして取り扱って差し支えない。

なお、本号を適用するカレンダーの認定に当たっては、関税定率法基本通達 14—6 の(2)によるものとするが、この場合、当該カレンダーの「絵」には、外国の風景に限らず、文化、行事、風俗等外国の事情を紹介するものも含まれるので留意する。

ロ 規約の注釈 3 c) に掲げる「手工芸品の見本で著しく価格の低いもの」については、関税定率法第 14 条第 6 号の規定を適用して免税する。

- (2) 規約の附属書 I c) の ii) に規定する観光促進物品が一時輸入される場合には、原則として関税定率法第 17 条第 1 項第 9 号を適用することとし、再輸出の時期が輸入許可の日から 1 年を超えることが輸入申告の際に明らかな場合は、再輸出免税を適用することなく、便宜、展示場所に他所蔵置を認める取扱いとする。

なお、規約の附属書 I c) の ii) では、観光促進物品について「免税輸入」又は「少なくとも 2 年間の一時免税輸入」を認めることとしているが、我が国は「12 ケ月間の一時免税輸入を認める。ただし、一定条件のもとで期間の更新をすることができる。」旨留保している。

## 4. 観光産業に関連する物品に対する取扱い

- (1) 規約の附属書 I e) のうち、i) は、観光産業に関連する活動に必要なとの理由をもって、航空機用予備部品及び国際航空サービスとして使用される地上取扱機器を一時輸入する場合にその輸入税を免除することとしているが、我が国は、地上取扱機器については当該理由をもって免税とすることを留保しているので、留意する。

- (2) 規約の附属書 I e) のうち、地上取扱機器以外の物品については、関税法、関税定率

法等に一時免税輸入又はこれに代わる同等の措置が規定されているので、これにより取り扱うものとする。

5. 規約の附属書 I の規定のうち、上記 1～4 に規定しているもの以外のものについては、関係する国内法令等に従い取り扱うものとする。

別添

## 国際観光政策に関する OECD 理事会の決定及び勧告

理事会は、

(中略)

I 以下を決定する。

- 1・加盟国政府は、本決定及び勧告と不可分の一体を成す附属書 I に含まれる国際観光に関する規定を通用する。
2. (省略)

II～IV (省略)

### 附属書 I

旅行者に対する通関上の便宜供与、自家用自動車、キャンピングカー、キャラバン及びトレーラーの国際移動並びに観光関連産業に係る物品の一時輸入に関して加盟国により受入れられた義務

a) 非居住旅行者の身回品の一時輸入

すべての加盟国は、非居住旅行者が、身に付け又は手荷物として輸入する、衣服及び化粧品を含む身回品であつて、その訪問期間中の個人的使用のために相応に必要とされるもの及び当該旅行者がその訪問に係る業務活動を行うための携帯用の器具に対し、一時輸入手続により、すべての輸入税を免除して輸入することを認める。

次の物品はとりわけ身回品とみなされる。

- 自用の宝石類
- 写真機、撮影機及び附属品並びに適量のフィルム
- 携帯用のスライド映写機又はフィルム映写機及び附属品並びに適量のスライド又はフィルム
- 双眼鏡
- 携帯用の楽器
- 携帯用の蓄音器及びレコード
- 携帯用の録音機及び再生機（口述録音機を含む。）並びにテープ
- 携帯用のラジオ受信機

- 携帯用のテレビ受像機
- 携帯用のビデオカメラ及びビデオレコーダー
- 携帯用のタイプライター
- 携帯用の計算機及びコンピューター
- 乳母車
- 病人用事椅子
- テント及びその他のキャンプ用品、釣道具、登山用具、猟銃（弾薬を含む）、自転車、艇長 5.5m 未満のカヌー又はカヤック、スキー、テニスラケット、ウインドサーフィン用具、ハンググライダーなどのスポーツ用品

すべての輸入税を免除する一時輸入は、税関当局が特別に要求しない限り、承認又は書面申告を行うことなく、また担保を提供することなく認められるものとする。

b) 非居住旅行者及び帰国旅行者による物品の輸入税免除による輸入

加盟国は、旅行者に彼らの身回品に加え、少なくとも次の物品の輸入税の免除を認める。

i) たばこ若しくはたばこ製品 250g、紙巻たばこ 200 本、葉巻 50 本又はこれらが組み合わされた総重量 250g 以下のもの

スピリッツ 1L 及びワイン 2L

香水 50g.

化粧水 1/4L

コーヒー 500g 及び紅茶 100g

ii) 個人消費用の薬

iii) 150 計算単位（この計算単位については、この決定及び勧告の注釈 2 に規定されている。）までのその他の物品。150 計算単位までの当該物品の輸出もできる。

これらの物品は、個人的使用に供されるものである。ただし、商業目的のものでないことを確保することは、必ずしも可能でないことを認識する。

加盟国は一定年齢以下の者又は頻繁に国境を越える者については、これらの限度を引き下げることができる。

c) 観光宣伝物品及び観光促進物品の輸入に対する通関上の便宜供与

加盟国は、他の加盟国から輸入される次の物品について輸入税の免除を認める。

i) この決定及び勧告の注釈 3 に規定されている観光宣伝物品

ii) この決定及び勧告の注釈 4 に規定されている観光促進物品

ii) にいう物品については、必要な場合には一時輸入免税措置に代替することも認められる。この一時輸入は、税関当局が特に要求しない限り、担保を提供することなく少なくとも 2 年間許可されるものとする。

d) 自家用自動車、キャンピングカー、キャラバン及びトレーラーの国際移動

加盟国は以下を行うものとする。

- i) 他の加盟国の正当に権限を付与された国の政府当局又は地方の政府当局が発行した有効な国際自動車運転免許証又は国内自動車運転免許証を有効なものと認める。
  - ii) 他の加盟国が発行した、自家用自動車、キャンピングカー、キャラバン及びトレーラーの国又は州の登録証明書を有効なものと認める。
  - iii) 他の加盟国に在る保険会社が発行した国際第三者保険証明書（グリーンカード）を受け入れる。
  - iv) 旅行者が所有する自家用自動車、キャンピングカー、キャラバン及びトレーラーを一時輸入の手続に従って輸入することを認める。
  - v) この決定及び勧告の注釈 I に規定されている観光客が借り上げた自家用自動車、キャンピングカー、キャラバン又はトレーラーに対して、それらの車両が観光客に所有されている場合に適用するものと同じ条件を適用して輸入することを認める。
- e) 観光産業に関連する物品の一時輸入

加盟国は、当該加盟国における活動に必要なものとして、他の国において設立されている企業が輸入する次に掲げるものについて、一時輸入手続（又は同様の効果を持つ他の税関手続）により輸入税を免除することを認める。

- i) 航空機用予備部品及び国際航空サービスとして使用される地上取扱機器。ただし、二国間協定の関係規定又は相互主義により免税輸入される場合を除く。
- ii) 一時輸入手続が適用される国際的に運航されている公共の乗客輸送用の車両に使用されるもので、当該車両の輸入時点あるいは輸入後に輸入される予備部品、附属品及び通常装備品。
- iii) 非居住者による観光促進映画製作用の視聴覚機器。

必要な場合には、これらの物品について、適当な許可書の発行又は再輸出に際して返還される担保の提供を条件とすることができる。

附属書 I に関する各国の留保（省略）

附属書 II（一定分野の簡易化に関するガイドライン）及び附属書 III に関する各国の所見（省略）

#### 注釈

##### 1. 本決定、勧告の本文及び附属書を通じて

- a) 「旅行者」（トラベラー）とは、通常居住していない加盟国の領域に一時的に人国する者（非居住）旅行者）又は一時的に国外に滞在した後、通常居住している加盟国の領域に戻る者（居住旅行者）をいう。
- b) 「観光客」（ツーリスト）とは、通常居住している加盟国以外の加盟国の領域に入国し、少なくとも 24 時間、例えば周遊、レクリエーション、スポーツ、健康、家事、勉学、巡礼、業務、使節又は会議のような移住以外の正当な目的で滞従する者をいう。

##### 2. 「計算単位」とは、国際通貨基金（IMF）により評価された特別引出権（SDR）の価値の一単位と同等の加盟国の国内通貨の額をいう。

3. 附属書 I の c) i) 項の適用上、「観光宣伝物品」には、少なくとも次のものを含むものとする。

- a) 外国への旅行、特に外国において開催される文化、観光、スポーツ、宗教若しくは職業上の会合又は催し物への参加を公衆に勧めることを主目的とする無料配布用賀料（フォルダー、パンフレット、本、雑誌、案内書、枠付き又は枠なしのポスター、枠なしの写真、引き伸ばされた写真、絵入り又は絵なしの地図、プリントした窓用すかし絵、絵入りカレンダー）。ただし、これらの資料については、25%を超える私的な商業広告を含まず、明らかに一般的な宣伝目的のために作成されたものであることを条件とする。
- b) 公の観光機関により発行され、又はその援助を受けて発行された外国のホテルの一覧表及び年鑑並びに外国で運航されている輸送機関の時間表。ただし、無料配布のものであり、かつ、25%を超える私的な商業広告は含まないものであること。
- c) 公の観光機関が任命した代表者又は通信員に送付された配布を目的としない専門的資料。例えば年鑑、電話又はテレックス帳、ホテルの一覧表、博覧会の案内書、手工芸品の見本で著しく価格の低いもの並びに博物館、大学、温泉及びその他の施設に関する案内書。

4. 附属書 I の c) ii) 項の適用上、「観光促進物品」には、少なくとも次のものを含むものとする。ただし、公の観光機関又は当該機関に認められ、かつ、輸入国の権限ある当局により承認された機関により輸入されることを条件とする。

- a) 図画、枠のついた写真、引き伸ばされた写真、美術書、絵画、銅版画、木版画又は石版画、彫刻、つづれ織り及び類似の美術作品。
- b) 展示用用具（陳列棚、スタンド及び類似の物品）並びに展示を行うために必要な電気及び機械の装置。
- c) 無料の催し物に使用するための記録映画フィルム、レコード、ビデオテープ、録音テープ及びその他の視聴覚製品。ただし、その内容が商業広告に用いられるもの及び輸入国で一般に販売されているものを除く。
- d) 妥当な数の旗
- e) ジオラマ、縮尺模型、幻燈用スライド、印刷用原版及び写真の陰画
- f) 民俗手工芸品、郷土衣装及び類似の民俗資料の妥当な数の見本

付録（省略）